

保存期間 3 年

少 発 第 1 9 1 号

令和 3 年 7 月 16 日

各 警 察 署 長 殿

少 年 課 長

株式会社 N T T ドコモとの協働による非行防止教室「スマホ安全教室～いばらきポリス&ドコモ～」の運用について

株式会社 N T T ドコモと連携した非行防止教室「スマホ安全教室～いばらきポリス&ドコモ～」については、株式会社 N T T ドコモとの協働による非行防止教室「スマホ安全教室～いばらきポリス&ドコモ～」の運用について（令和 3 年 3 月 29 日付け少発第 81 号、以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところですが、この度、申込方法の改正等に伴い、下記により運用することとしたので、誤りのないように願います。

なお、旧通達は令和 3 年 7 月 16 日限り、廃止します。

記

1 名称

スマホ安全教室～いばらきポリス&ドコモ～（以下「スマホ安全教室」という。）

2 目的

警察が通信事業者と緊密に連携し、相互の専門性を活かすことで、より効果的な非行防止教室を実施することにより、少年の規範意識の醸成と健全育成を図るため。

3 実施内容

株式会社 N T T ドコモ（以下「ドコモ」という。）担当者が、スマートフォン利用上の留意点や陥りやすいトラブル等についての講話（35分程度）を行い、警察署担当者が、インターネット利用に起因する少年の非行や犯罪被害事例等についての講話（10分から15分程度）を行う。

4 実施対象（義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校を含む）

- (1) 小学生
- (2) 中学生
- (3) 高校生
- (4) (1)から(3)までの保護者

5 運用手順

各警察署の運用手順の概要は、以下のとおり。

詳細は、別途執務資料を発出する。

(1) 開催依頼

各警察署は学校からスマホ安全教室に係る開催申込みを受理した際、「～いばらきポリス&ドコモ～」申込用紙（執務資料「スマホ安全教室～いばらきポリス&ドコモ～Q&A」内の様式）により、開催日のおおむね2か月前までに、ドコモ安全教室事務局（以下「ドコモ事務局」という。）へ申込みをする。

(2) ドコモ事務局からの開催可否連絡

各警察署はドコモ事務局から開催可否に関する回答連絡を受ける。

(3) 学校への実施確認連絡

各警察署はドコモ事務局からの回答を学校へ伝達する。

学校との調整によりスマホ安全教室の開催が決定した後、生活安全部少年課少年サポートセンター第一係（以下「少年サポートセンター第一係」という。）へ開催予定について報告する。

ドコモとの共催が不可の場合でも、学校と調整の上、警察署単独での教室開催を検討する。

(4) 開催内容の変更があった場合の連絡

各警察署は開催内容に変更があった場合のみ、ドコモ事務局へ連絡する。

(5) 学校との事前打合せ

各警察署は学校と事前打合せを実施する。

なお、開催2週間位前に、ドコモ事務局では別途学校との事前打合せを実施し、完了した旨、各警察署へ報告される。

(6) 実施及び開催報告

各警察署担当者は、スマホ安全教室当日、学校又はオンライン上でドコモ担当者と事前打合せを実施した後、教室を実施する。

教室を開催後は、非行防止教室等の受付要領及び開催結果報告等について（令和2年12月15日付け少発第10330号）に基づき実施している月次開催結果報告と合わせて、少年サポートセンター第一係へ開催結果を報告する。

6 留意事項

スマホ安全教室の講話内容は、情報モラル教育をはじめとしたインターネット安全利用関連の内容に限定することとし、学校がインターネット安全利用に加えて万引き防止や薬物乱用防止等のインターネット安全利用関連以外の講話を要望した場合は、警察署単位の非行防止教室等で対応すること。

7 その他

スマホ安全教室の実施については、生活安全部少年課において、茨城県教育委員会等を通じ、所管する学校への周知を図ることとするが、各警察署においても管内の学校に対して本取組の周知を図るなど、積極的に実現へ向けた活動を行うこと。